助成応募要領

公益財団法人たかしん地域振興協力基金

1. 趣 旨

地域社会の活性化のため、地方公共団体又は公共的な団体が主催、或いは後援、協賛する諸活動等に対して助成を行うことにより、地域社会の振興発展に寄与することを目的とする。

2. 助成対象事業

助成の対象となる活動は次の事業とする。

① 地域の産業の振興発展に関する事業
② 地域の社会生活環境の整備に関する事業
③ 地域の文化・スポーツ等に関する事業
④ 上記活動に関する研修会・講演会の開催並びに人材育成に関する事業

3. 助成対象者

岐阜県下において地域活性化のため公益的な活動事業を行う者で、次の要件を満たすものとする。

① 地方公共団体又は公共的な団体が主催、或いは後援・協賛する活動であること。
② 事業活動が営利目的でないこと。
③ 継続事業でないこと。

4. 助成金額

助成金額の範囲は、事業活動に要する経費（入場料金等事業収入がある場合は、当該金額を控除した額）の2分の1以内かつ1事業20万円を限度とします。

なお、助成金額の範囲を超える場合であっても、当財団が必要と認めた時にはその限りではありません。

5. 助成金の申請

助成金の申請は、申請者が助成申請書（1号様式）に関係書類（事業計画書及び収支予算書）を添えて、当財団事務局へ提出して下さい。

申請書の受付は、助成を受けようとする事業年度の前年4月から翌2月までの期間で行います。尚、締切日については、当財団ホームページ上で公開しております。

6. 助成決定及び通知

助成申請書に係る関係書類の検討及び必要に応じ現地調査により、公平な立場で充分その内容を審査のうえ、3月開催予定の理事会並びに評議員会において助成の可否及び助成金を決定します。尚、結果については決定後直ちに申請者に対し文書にて通知いたします。

7. 事業活動の計画の変更

申請者は、申請後において当該助成対象事業活動の内容を変更しようとする場合は、予め

助成事業変更承認申請書（2号様式）を提出して下さい。

8. 報告義務

申請者は、事業終了後、速やかに決算書類等必要書類を添付のうえ、助成事業実績報告書（3号様式）を当財団事務局に提出して下さい。

9. 助成金の請求及び交付

申請者は助成事業実績報告書（3号様式）の提出にあわせて、助成金交付申請書（4号様式）を提出して下さい。

助成金の交付は、必要書類を提出していただいた上で、2週間以内にご指定の銀行口座に送金をいたします。尚、原則として清算払いとしますが、当財団が必要と認めたときは、前払い又は概算払いもしますので、当財団事務局までご相談下さい。

10. 交付決定の取り消し等

申請者が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合においてすでに助成金が交付されているときは、その全部又は一部を返還していただきますのでご了承下さい。

(1) 助成金交付の条件に違反したとき
(2) 助成金交付の申請等に係る書類に偽りの記載があったとき
(3) その他助成事業の施行について、不正の行為があったとき

11. 助成金の受領

申請者は、助成金の振込指定口座への入金を確認した後、助成金領収書（5号様式）を提出して下さい。

12. 個人情報の取り扱いについて

申請された個人情報については、当財団に関連する活動以外には、一切使用いたしません。また、助成対象となった場合、団体名・事業名を新聞紙上及び当財団ホームページにおいて掲載させていただきます。

13. その他

① ご提出いただきました資料等は返却いたしませんのでご了承下さい。
① 助成金交付決定を受けた申請者は、当該事業の実施に際して作成するポスター・チラシ・プログラム等に公益財団法人たかしん地域振興協力基金の協力を得ている旨の記載をお願いいたします。なお、助成決定がなされる前の事業についてはこの限りではない。

問い合わせ先・送付先
〒506－0843
高山市下一之町63番地
高山信用金庫経営戦略課内
公益財団法人たかしん地域振興協力基金 事務局
電話0577－32－2201